

【⑧その他の質問】

Q1.支給認定証って何ですか。

保育の必要性の有無や必要量等の認定内容を記載したものが「支給認定証」です。保育が必要な方は、さらに保育の必要量に応じて「保育標準時間」または「保育短時間」に区分されます。「保育標準時間」又は「保育短時間」は、施設ごとで利用できる保育時間が異なります。入園案内パンフレットに詳細が記載されておりますので、ご確認ください。

Q2.支給認定証はどのような時に利用しますか。

入所時に施設から提示を求められることがあります。また、支給認定の変更の際、提示を求めますので、大切に保管してください。

Q3.支給認定の有効期間はいつまでですか。

2号認定の有効期間は小学校就学前まで。3号認定は満3歳の誕生日の前日までとなっていますが、保育の必要性の認定を受ける事由に該当しなくなった場合はその時点までとなります。

Q4.支給認定証と保留（不承諾）通知が届きました。「認定」と「保留」とで矛盾しているように思うのですが、どのような意味でしょうか。

支給認定証は、「子どものための教育・保育給付を受ける資格を有する」ことを認定されたという通知です。保留（不承諾）通知は、希望する園に入所できなかったという通知です。

Q5.満3歳になった時、何か手続きが必要ですか。

3号認定から2号認定に切り替える際は、市で支給認定を変更し、支給認定証を交付しますので、利用者の方の手続きは必要ありません。

Q6.入園案内パンフレット右下のGoogle mapをQRコードで読み取ったらアフリカ大陸が表示されました。正しく読み取れていないのでしょうか。

Google mapを正常に表示するためにはGoogleアカウントの取得が必要です。アカウントの取得後、ご利用ください。

Q7.今月、退職予定なのですが、何か手続きは必要ですか？

翌月の認定をするため、次の要件が確認できる書類を持参の上、至急（遅くとも退職月の月末までに）、保育こども園課窓口へお越しください。認定変更手続きが必要な場合があります。

Q8.子どもにアレルギーがあるのですが、いつまでにどのような手続きが必要ですか。

アレルギーがある場合、入所が決まった園へ「生活管理指導表」の提出が必要です。園では、この「生活管理指導表」に基づき、アレルギー児の対応を行いますので、各保育所と調整をお願いします。役所への提出は不要です。

Q10.第3子の副食費は無償と聞いていましたが、実際には徴収されることになりました。担当者から児童のカウントの仕方を説明されましたが、もう少しわかりやすく説明してください。

利用料や副食費の算出における児童の数は、世帯状況や所得により異なります。

【ひとり親世帯・障害者世帯】

市町村民税の所得割額77,101円未満の世帯は年齢に関係なく最年長の子を第1子と数えます。

市町村民税の所得割額77,101円以上の世帯は教育・保育施設等を利用している児童から第1子と数えます。（※対象の施設についてはパンフレットをご確認ください。）

【一般的な世帯】

市町村民税の所得割額57,700円未満の世帯は年齢に関係なく最年長の子を第1子と数えます。

市町村民税の所得割額57,700円以上の世帯は教育・保育施設等を利用している児童から第1子と数えます。（※対象の施設についてはパンフレットをご確認ください。）